

おおた 10月16日号 区報

令和3(2021)年



衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

発行：大田区 編集：選挙管理委員会事務局
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

☎ 5744-1465 FAX 5744-1540

HP <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

LINE @otacity

Twitter @city_ota

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官 国民審査



選挙のめいすいくん

投票
日時

10月31日

午前7時～午後8時

期日前投票

区役所本庁舎2階▶10月20日(水)～10月30日(土)

各特別出張所▶10月24日(日)～10月30日(土)

午前8時30分～午後8時

投票できる方 原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成15年11月1日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されている
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和3年10月18日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方

転居	大田区⇒大田区	投票所
10月7日以前に転居届を出した方		新住所地の選挙区
10月8日以降に転居届を出した方		前住所地の選挙区

転入	他区市町村⇒大田区	投票できる自治体
7月18日以前に転入届を出した方		大田区
7月19日以降に転入届を出した方		前の自治体※1

新型コロナウイルス感染防止対策

当日投票所、期日前投票所では、皆さまに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

【皆さまへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください
 - 投票所内でのマスク着用にご協力ください
 - 筆記用具はご自身のものも使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をご持参ください
- ※ボールペンやサインペンなどは、インクがにじんだり、ほかの投票用紙に付着したりするため、推奨しません

詳細は
コチラ



転出	大田区⇒他区市町村	大田区での投票の可否
6月29日以前に転出した方		大田区では投票できません※2
6月30日以降に転出した方		大田区で投票できます※1

※1 投票できる自治体の選挙人名簿に登録されていて、新住所地の選挙人名簿に登録されていないことが必要です。

※2 ただし、6月20日～6月29日に転出した方は、大田区で期日前投票のみできる場合があります。詳細は問合先にお問い合わせください。

投票の順序及び方法

1 名簿対照

選挙人名簿に登録されている本人であることを確認します。

2 用紙交付①

衆議院議員選挙(小選挙区選出)
投票用紙を1枚取ります。

あさぎ色

3 衆議院議員選挙(小選挙区選出)

「あさぎ色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

4 用紙交付②

衆議院議員選挙(比例代表選出)
最高裁判所裁判官国民審査
2種類の投票用紙を1枚ずつ取ります。

ピンク色

うぐいす色

5 衆議院議員選挙(比例代表選出)

「ピンク色」の投票用紙に政党名を記入し、投票してください。

【ご注意】衆議院(比例代表選出)議員選挙の投票は、候補者名での投票はできません。参議院比例代表選出の投票制度とは異なります。

最高裁判所裁判官 国民審査

「うぐいす色」の投票用紙に記入します。やめさせたいと思う裁判官に、その氏名の所定の欄に×印をつけます。やめさせなくても良いと思う裁判官の欄には何も書かないでください。

投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、10月22日ごろに届くように郵送します。開封して住所・氏名・投票所を確認の上、投票の際はご自分の投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が投票日までに届かなかった場合でも、大田区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、問合先でお調べします。

選挙公報は全世帯に配布します

選挙公報は10月下旬に各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。東京都選挙管理委員会事務局ホームページにも掲載される予定です。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。

投票所ではお静かに…

投票所では静かな環境を保てるようご協力をお願いします。投票所内の混雑緩和や、投票の秘密や自由・公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人(投票する方)とその同伴する18歳未満の子ども、投票事務従事者、投票管理者、警察官でなければ入場できません。ただし、選挙人を介護する方など、選挙人とともに投票所に入ることについて、やむを得ないと投票管理者が判断したときには、入場が認められる場合があります。

お住まいの小選挙区について 選挙区ごとに候補者が異なりますので、投票の際はご注意ください

東京都第3区

東嶺町	鷺の木二丁目～三丁目	南雪谷
西嶺町	久が原	上池台
北嶺町	南千束	
田園調布南	北千束	
田園調布本町	石川町	
田園調布	仲池上	
雪谷大塚町	東雪谷	

東京都第4区

大森東	昭和島	西馬込	鷺の木一丁目	羽田	仲六郷	西蒲田
大森南	山王	北馬込	千鳥	本羽田	下丸子	蒲田
大森中	平和の森公園	中央	南久が原	羽田空港	矢口	蒲田本町
大森西	ふるさとの浜辺公園	池上	東糀谷	萩中	東矢口	新蒲田
大森北	東馬込	京浜島	西糀谷	東六郷	多摩川	令和島
大森本町	南馬込	東海	北糀谷	西六郷	東蒲田	
平和島	中馬込	城南島	羽田旭町	南六郷	南蒲田	

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票 感染症対策のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします

投票日当日に次の理由などで投票所に行けない見込みの方は、期日前投票を利用できます。

平日の午前10時までは比較的すいています。

また、期日前投票最終日10月30日(土)は混雑が予想されますので、お早めにご利用ください。

投票所に行けない理由例

- ① 仕事や旅行の予定がある
- ② 入院や出産などの予定があるため、外出ができない
- ③ 天災・悪天候等で投票所に行けない
- ④ 投票日当日の混雑により、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される

◆投票所に入場整理券を持参する方

⇒入場整理券裏面に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。

◆投票所に入場整理券を持参し忘れた方

⇒期日前投票所に用意している「投票用紙請求書」に記入していただきます。

選挙区が異なる特別出張所では、投票できません。

本庁舎と鷺の木特別出張所では3区・4区どちらの方も投票できます。

対象の選挙区	期日前投票所	期日前投票期間
東京都第3区 東京都第4区 いずれも	大田区役所本庁舎2階 (蒲田5-13-14)	10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時
	鷺の木特別出張所	
東京都第3区	嶺町、田園調布、久が原、雪谷、千束の各特別出張所	10月24日(日)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時
東京都第4区	大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿、糀谷、羽田、六郷、矢口、蒲田西、蒲田東の各特別出張所	

※田園調布特別出張所と千束特別出張所の投票所は2階ですが、建物にエレベーターがありません

他の区市町村で不在者投票をする方

投票日当日または期日前投票期間に投票所に行けない方は、滞在地で投票をすることができます。

以下の手順で投票用紙を請求してください。詳細は区ホームページをご確認ください。

詳細はコチラ



- ① 入場整理券か不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、問合先へ郵送か持参
 - ② 選挙管理委員会が公示日の10月19日以降に投票用紙を郵送
 - ③ 10月20日(水)～10月30日(土)の期間中に滞在地の選挙管理委員会で投票
- ※投票場所や時間などは、滞在地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください

指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者にお尋ねください。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が、10月20日～10月31日の期間にかかる見込まれる方は、自宅などで投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

「郵便等投票証明書」をお持ちの方が、自宅などで投票できる制度です。

●既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方

- ① 選挙管理委員会から「投票用紙請求書」を郵送します
- ② 必要事項を記入後、10月27日(水)必着で問合先に返送してください

●新たに「郵便等投票証明書」を希望する方

身体障害者手帳などをお持ちの方で、下記いずれかの条件に該当し、自書できる方が申請することができます。該当の方は、至急、問合先までご連絡ください。

◆身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹、移動機能の障害(いずれか1つが1級または2級)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(いずれか1つが1級または3級)
- 免疫または肝臓の障害(1級から3級)

◆戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹の障害(いずれか1つが特別項症、第1項症または第2項症)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害(いずれか1つが特別項症、第1項症、第2項症または第3項症)

◆介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が要介護5

※ご不明な点は、問合先までお問い合わせください



誰もが投票しやすい投票所

体が不自由などの理由で文字が書けない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に候補者氏名などを記載します。投票の秘密は固く守ります。

また、投票所には点字で書かれた候補者氏名などの一覧表と点字器を備えていますので、点字による投票もできます。ご自分の点字器を使うこともできます。投票所に段差がある場合は、スロープを設置しています。

全ての投票所に車椅子・点字器・老眼鏡・ルーペ・文鎮・投票用紙すべり止めシート・筆談ボードなどもご用意しています。詳細は、投票所の係員にお尋ねください。

開票は即日開票です

日時▶10月31日(日)午後9時から
会場▶大森スポーツセンター
(大森本町2-2-5)

大田区で投票できる方は、開票所の参観ができます。マスクの着用や、せきエチケットの徹底や周りの方との距離を保つなど、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、投票状況や開票結果は区のホームページでお知らせします。